

大台町告示第 124 号

次の特定空家等については、保安上危険であり、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 10 項の規定に基づき、除却等の措置を講ずべきことを命じようとしたが、過失がなくて当該措置を命ぜられるべき者を確知することができないため、同法同条の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 10 月 13 日

大台町長 上瀬 裕美



記

1. 対象となる特定空家等の概要

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) ○所在地：多気郡大台町江馬 81 番地 2 | ○用 途：倉庫 |
| ○構 造：木造 2 階建 | ○床面積：115.69 m ² |
| (2) ○所在地：多気郡大台町菅合 1274 番地 7 | ○用 途：住宅 |
| ○構 造：木造平屋建 | ○床面積：61 m ² |

2. 講ずべき措置の内容

当該特定空家等（建物本体及び付帯工作物）の除却及びこれに伴う敷地内の動産等の処分

3. 措置を講ずべき期限

令和 8 年 11 月 12 日まで

4. 期限内に措置を講じない場合の対応

上記期限までに当該措置を講ずる者がいないときは、大台町長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を執り、略式代執行を実施する。

5. 掲示期間

令和 8 年 10 月 13 日から令和 8 年 11 月 12 日まで

6. 動産等の取扱い

大台町長又はその命じた者若しくは委任した者が、2 の措置を行うときは、建物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3 の措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7 の問合せ先へ通知すること。

7. 問合せ先

大台町生活環境課（電話：0598-82-3787）